

元消安第3453号
令和元年11月14日

農業資材審議会長 松井 徹 殿

農林水産大臣 江藤 拓



飼料の成分規格の改正に係る諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する飼料の成分規格に係る下記の事項について、法第3条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

飼料に含まれる農薬の成分である次の物質の成分規格を改正すること

- (1) フィプロニル
- (2) クロルベンジレート
- (3) ヘプタクロル
- (4) ペンディメタリン